

第8期〈令和3（2021）年度～令和5（2023）年度〉

三郷市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

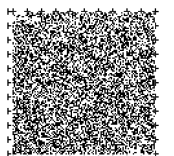
みんなであいさあいともに健康でくらしをまもろう

～地域包括ケアシステムのさらなる推進～



三郷市マスコットキャラクター「かいちゃん&つぶちゃん」

令和3（2021）年3月
埼玉県三郷市



1 計画の策定にあたって

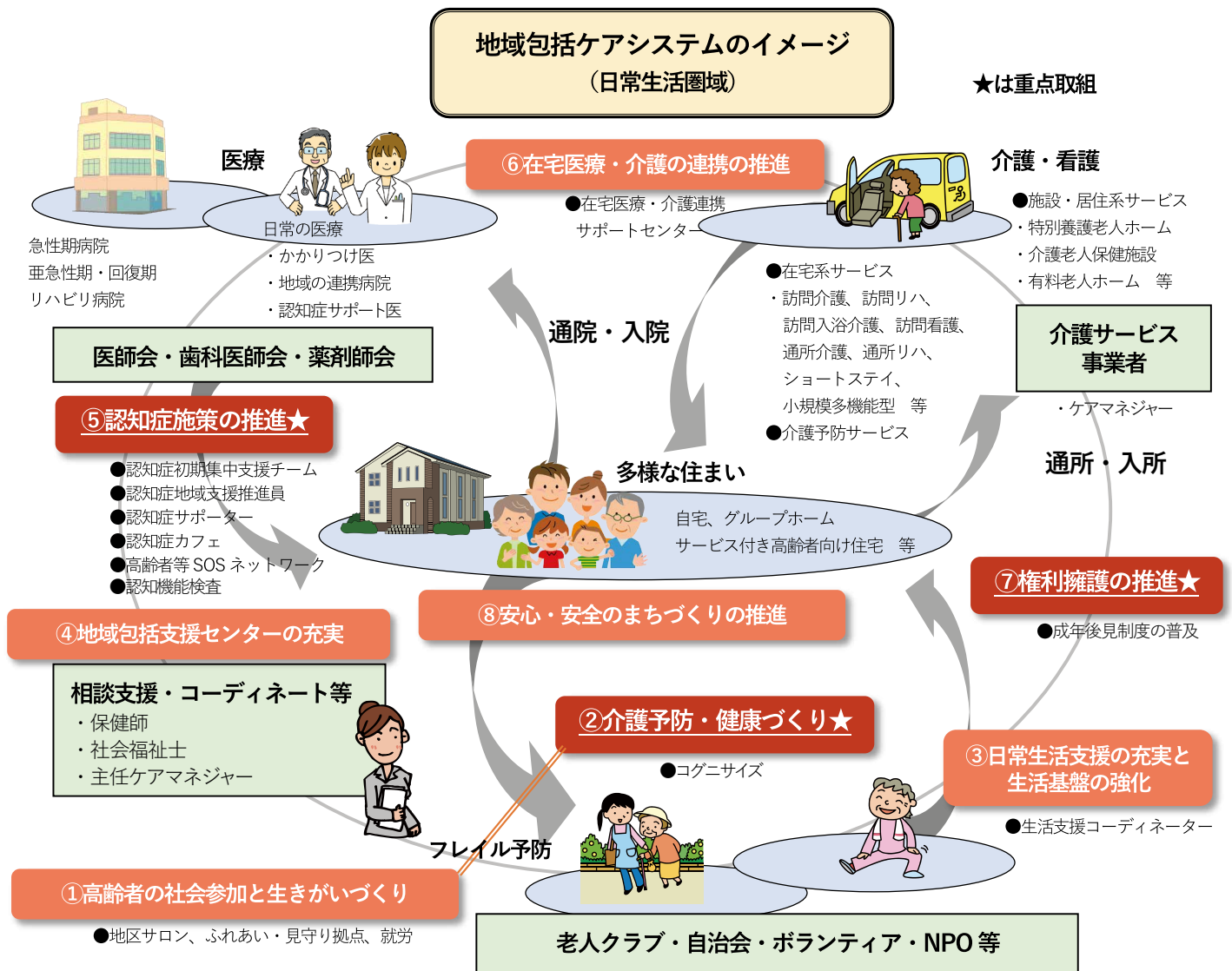
基本理念

みんなで ささえあい ともに健康でくらせるまち

～地域包括ケアシステムのさらなる推進～

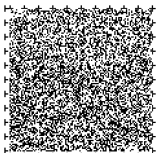
本計画は、「支える側」及び「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会(色々な生活困難を抱えた人間を社会的に排除しない社会)の実現に向けて、「みんなで ささえあい ともに健康でくらせるまち ～地域包括ケアシステムのさらなる推進～」を基本理念にすえ、高齢者のニーズ等を的確に捉え、将来の三郷市を見すえた地域包括ケアシステムのさらなる推進に向け、本計画を策定するものとします。

【地域包括ケアシステムと第8期計画における⑧つの施策の方向性のイメージ】



※厚生労働省の地域包括ケアシステム図をもとに三郷市が編集

※地域包括ケアシステム：重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのことをいいます。



① 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」を法定根拠として策定したものです。

また、三郷市の「三郷市総合計画」を上位計画として整合性を図るとともに、「三郷市地域福祉計画」を福祉部門の上位計画と位置づけ、高齢者部門の計画として策定しています。

② 新型コロナウイルス感染症について

令和2(2020)年1月に症例が確認された新型コロナウイルス感染症の影響は中長期的に及ぶともいわれています。重症化するリスクの高い高齢者を対象とした本計画においては、特に新型コロナウイルス感染症の影響を様々な場面で念頭に置いておく必要があります。

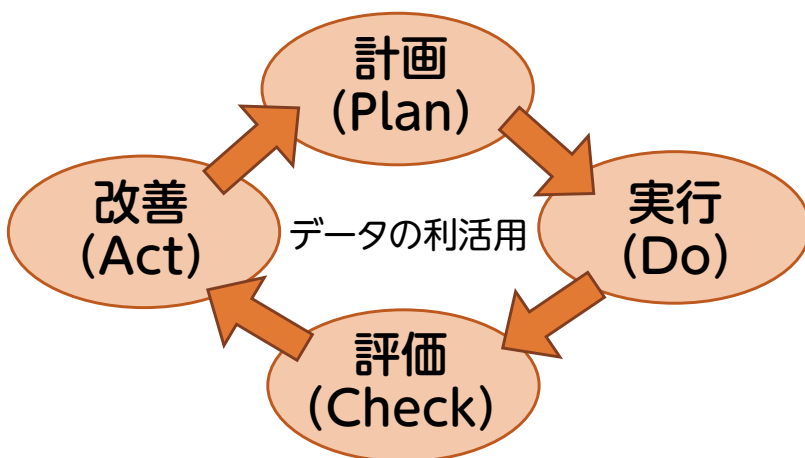
令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3か年という中長期的な計画を策定する上で、基本的には平常時の第7期計画の考え方を継続的に踏襲し、第8期計画を策定していくこととしますが、影響が大きいと考えられる箇所においては、随時、新型コロナウイルス感染症の影響の想定を明記しながら、計画に反映していくこととします。

③ 計画の策定体制

計画の達成状況を「三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会」及び「三郷市介護保険運営協議会」に報告、点検及び評価を行います。

2 推進体制

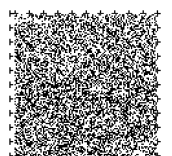
本計画の策定体制については、PDCAサイクルを推進し、評価結果に基づき、より効果的な支援策を検討し、対策の実施に取り組みます。



【介護マーク】

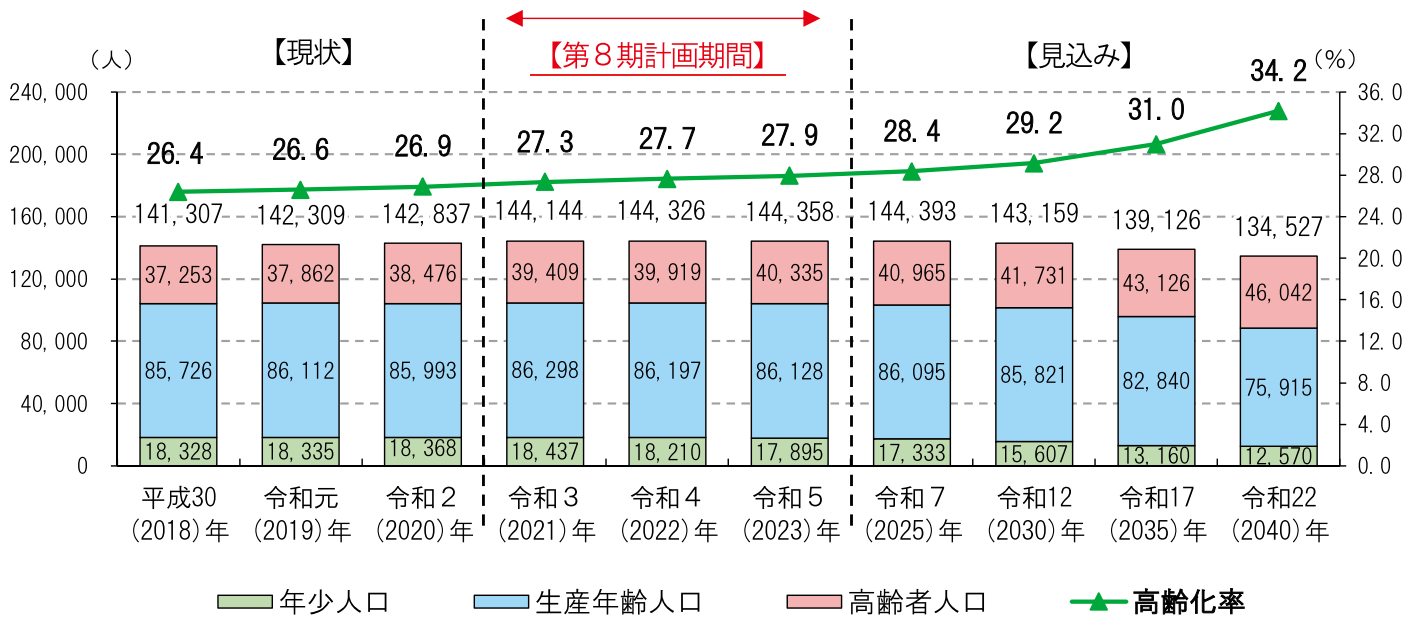


外出先でこのマークを見かけたら、
温かく見守ってください。

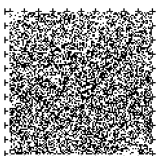
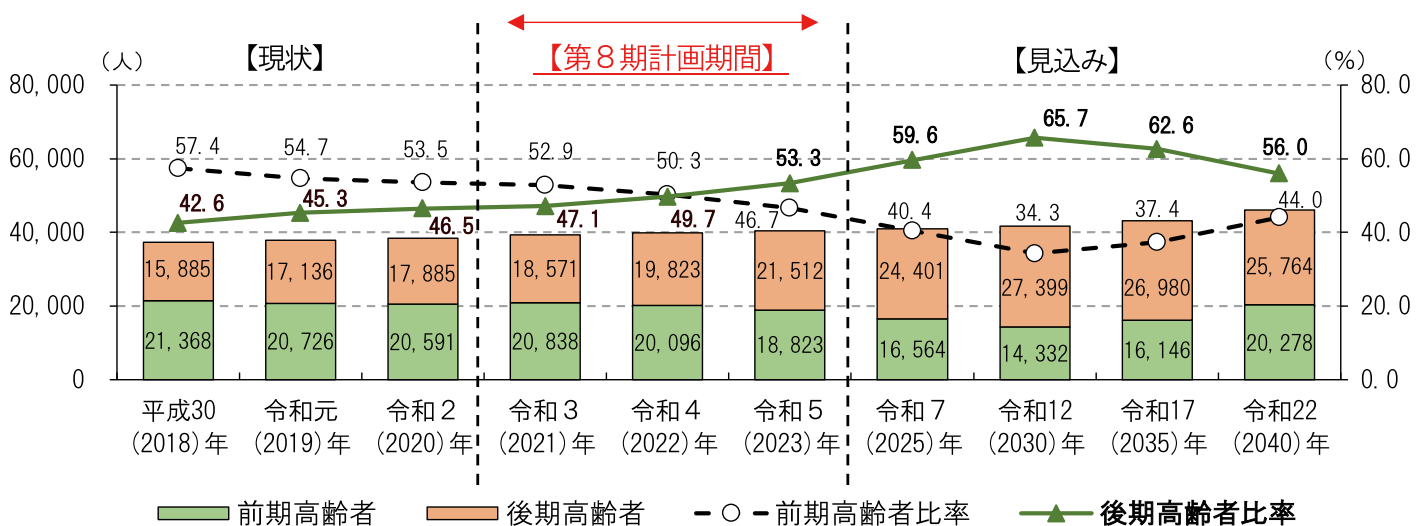


3 高齢者を取り巻く状況

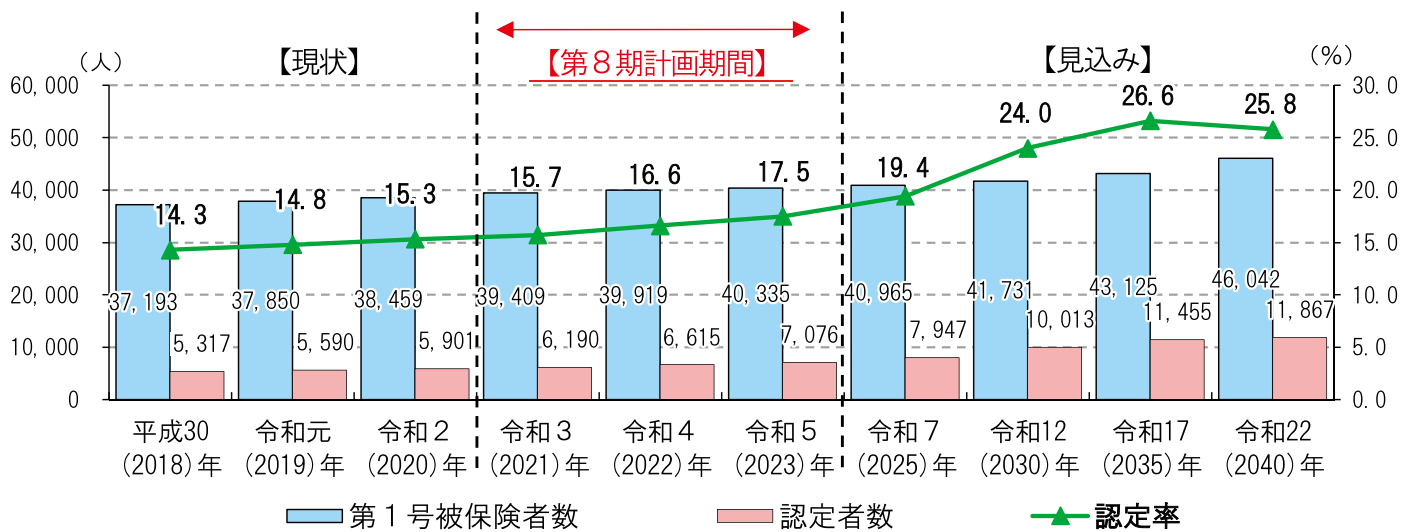
① 総人口の現状と見込み



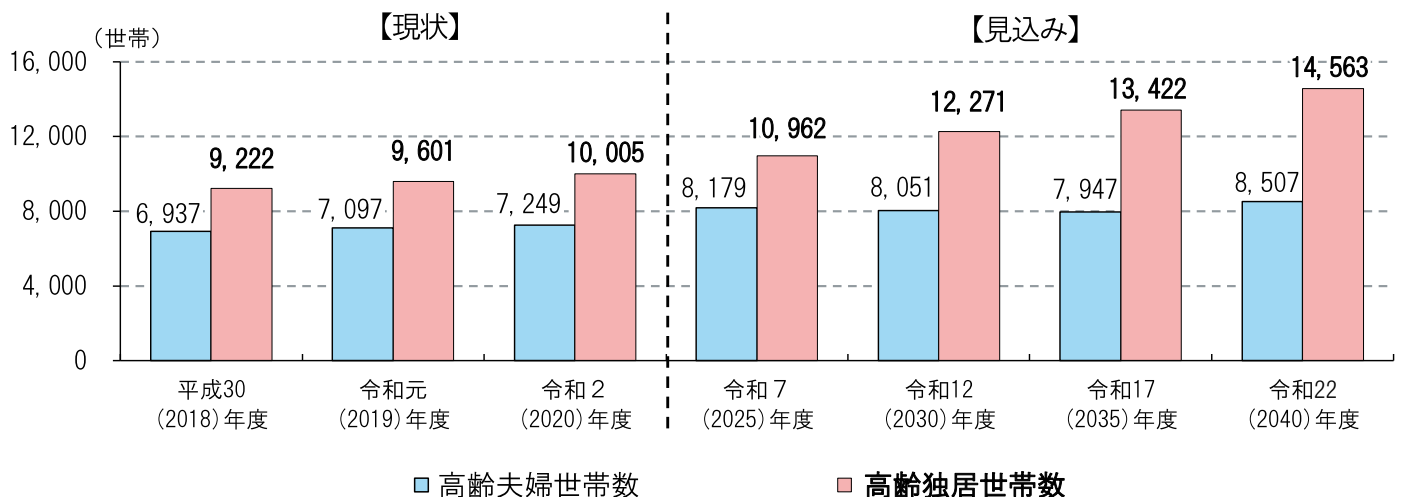
② 高齢者人口(65歳以上)の現状と見込み



③ 要支援・要介護認定者数の現状と見込み



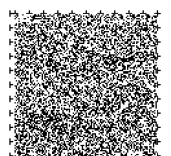
④ 高齢者世帯の現状と見込み



⑤ 取組結果から見た市の課題

※()内は課題に対応した「基本目標」と「施策の方向性」の番号

- ・ 高齢者の交流の場と活躍の場の確保(1-①) ・ 認知症高齢者や家族への事業の周知(2-⑤)
- ・ フレイルの認知度向上と予防の実践(1-②) ・ 認知症の早期発見・早期対応(2-⑤)
- ・ 地域の助け合い活動の周知や啓発(2-③) ・ 本人の意思を最大限に尊重する看取りの推進(2-⑥)
- ・ 独居高齢者等の見守り体制整備と見守り活動拡大(2-③) ・ 高齢者の権利擁護(3-⑦)
- ・ 相談体制の充実、相談窓口についての周知(2-④) ・ 防災、防犯、感染症への対応(3-⑧)



4 施策の体系図

基本理念

みんなでつなぐ未来のこどもに健康でくらしをまわすまちづくり地域包括ケアシステムのさらなる推進

基本目標

1. 健康で自立した生活の推進

2. 地域で支え合える体制の構築

3. 安心・安全にくらせる生活環境の整備

施策の方向性

★重点取組

①高齢者の社会参加と生きがいづくり

②介護予防・健康づくり★

③日常生活支援の充実と生活基盤の強化

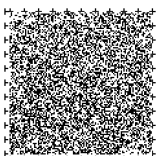
④地域包括支援センターの充実

⑤認知症対策の推進★

⑥在宅医療・介護の連携の推進

⑦権利擁護の推進★

⑧安心・安全のまちづくりの推進



施策

フレイル予防の推進※

一体的実施

1. 地域との交流や生きがいづくりの支援

2. 社会活動への参加の促進・担い手の養成

3. 高齢者の就労支援

1. 健診等を通じた健康づくりの推進

2. 運動を通じた健康づくりの推進

3. 介護予防事業の推進

1. 生活支援サービスの充実

2. 生活支援体制の整備

3. 地域の活動による支援サービスの整備

4. 介護者（ケアラー）支援のための取組

5. 高齢者の住まいの確保

1. 地域包括支援センターの機能強化

2. 地域の関係機関の連携推進

1. 認知症の発症を遅らせる取組の推進

2. 認知症の早期発見・早期対応

3. 認知症の人の本人の視点に立った「認知症バリアフリー」の推進

1. 地域における医療と介護の連携強化

1. 成年後見制度等の普及と推進

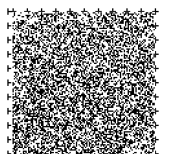
2. 高齢者虐待の早期発見、相談体制の充実・強化

1. 生活環境の整備

2. 防犯・防災体制・感染症対策の強化

各論へ

※ フレイルとは、健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のことを指しますが、適切な治療や予防を行うことで要介護状態に進まずに済む可能性があります。フレイルの状態になると、要介護状態になる危険性が高まるだけでなく、入院のリスクや死亡率も上昇します。また、ストレスに対する抵抗力も低下し、健康な状態であれば数日で治る風邪でも、さらに悪化して肺炎になりやすい状態になります。



5 数値目標の設定

	目標項目	現状値 〈令和元 (2019)年度〉	目標値 〈令和5 (2023)年度〉
総合的な指標	健康寿命の延伸 ^{※1}	(H30) 男性:16.98年 女性:19.67年	男性:17.70年 女性:20.31年
	いきいきシニア率 ^{※2}	85.2 %	維持
	フレイルの認知度 ^{※3}	19.0 %	50.0 %
事業の指標	老人福祉センター 利用者数(延べ人数)(年間)	97,247 人	108,900 人
	シルバー人材センター 就業者数(延べ人数)(年間)	115,274 人	124,900 人
	シルバー元気塾 参加者数(延べ人数)(年間)	22,279 人	23,400 人
	コバトン健康マイレージ 65歳以上の登録者数	1,804 人	3,000 人
	通いの場等へのオーラルフレイル予防に関する 専門職の派遣回数(年間) ^{※4}	8回/年	増加
	地域での活動の会・グループのいずれかに参加している 65歳以上の割合 ^{※5}	64.3 %	増加
	地域ケア会議 事例検討件数(年間)	13 件	30 件
	地域包括支援センターの認知度 ^{※6}	65.9 %	増加
	認知症サポーター養成講座 小中高校での開催校数(累積)	5 校	25 校
	認知症機能検査 実施件数(年間)		200 件
	認知症予防教室(コグニサイズ等)参加者数(実人数) (年間) ^{※7}		500 人
在宅医療介護連携サポートセンター 相談件数(年間)	599 人	900 人	
市民後見人養成研修(実践編) 修了者数(実人数)(累積)		25 人	

※1 65歳からの日常生活に制限のない期間の平均年数の延伸※埼玉県指標による

※2 「いきいきシニア率」=「100%」-「要介護・要支援認定率」=「要支援・要介護認定を受けていない割合」

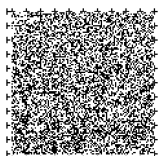
※3 「日常生活圏域ニーズ調査」の「設問5の間8 フレイルをご存じですか」において、「はい」と回答した割合

※4 「通いの場等」とは、地区サロン及び老人福祉センターを指す

※5 「日常生活圏域ニーズ調査」の「設問5の間1 グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか」において、「週4回以上」「週2~3」「週1回」「月1~3回」「年に数回」と回答した割合

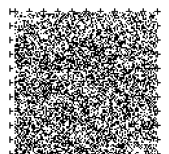
※6 「日常生活圏域ニーズ調査」の「設問9の間6 地域包括支援センターを利用したことがありますか」において、「利用したことはない」「無回答」となった割合を100%から差し引いた割合

※7 コグニサイズとは、国立長寿医療研究センターが開発した認知症予防運動のことで、軽い運動をしながら頭で計算やしりとりをします。コグニサイズの目的は、運動で体の健康を促すと同時に、脳の活動を活発にする機会を増やし、認知症の発症を遅延させることです。



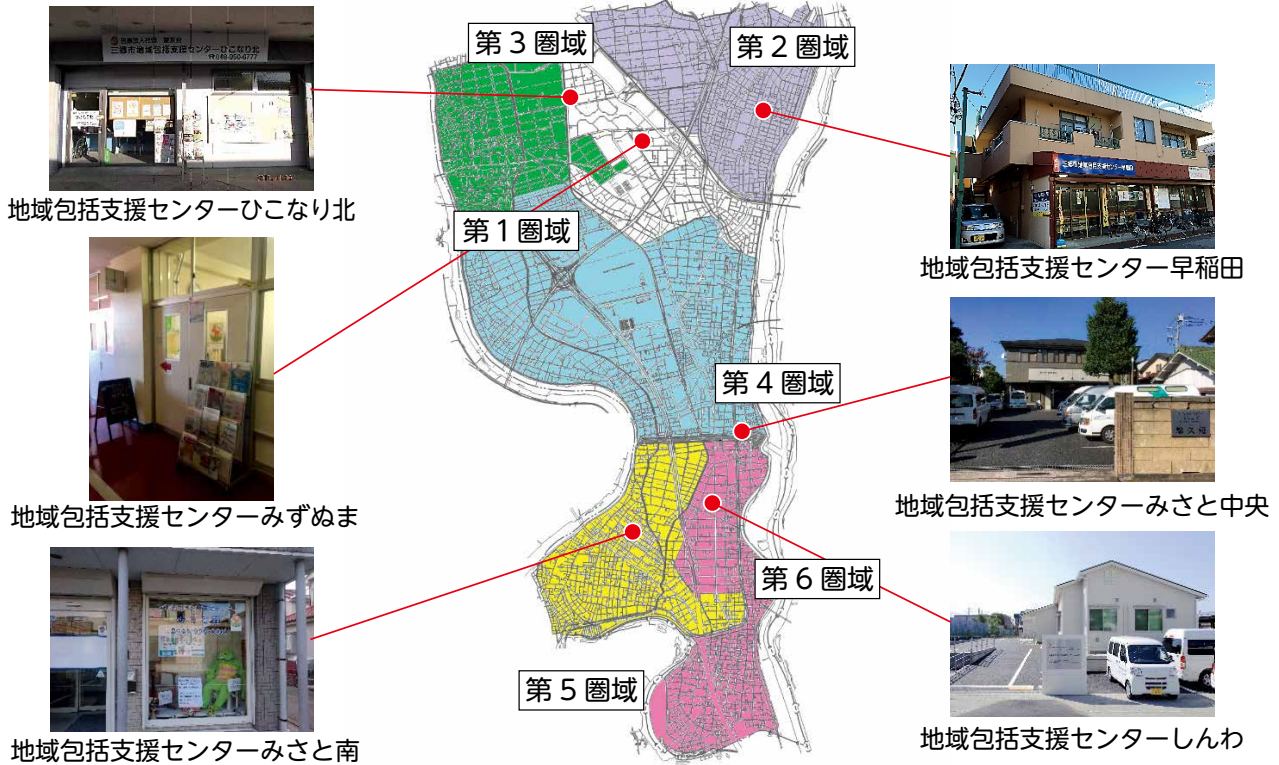
6 第8期計画における第1号被保険者の介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料 (月額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者のかた 老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税のかた 住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた 	基準額× 0.30	20,700円 (1,725円)
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下のかた 	基準額× 0.45	31,100円 (2,592円)
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超のかた 	基準額× 0.70	48,500円 (4,042円)
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人は住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいるかたで、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた 	基準額× 0.90	62,300円 (5,192円)
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人は住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいるかたで、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超のかた 	基準額× 1.00	69,300円 (5,780円)
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満のかた 	基準額× 1.20	83,100円 (6,925円)
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満のかた 	基準額× 1.30	90,000円 (7,500円)
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満のかた 	基準額× 1.50	103,900円 (8,659円)
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満のかた 	基準額× 1.65	114,300円 (9,525円)
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満のかた 	基準額× 1.75	121,200円 (10,100円)
第11段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上のかた 	基準額× 1.90	131,600円 (10,967円)



7 各日常生活圏域※の概要

【日常生活圏域と地域包括支援センター】



第1圏域	地域包括支援センターみずぬま	住所:上彦名870	Tel:950-3322
担当地域	大広戸・仁蔵・笹塚・南蓮沼・駒形・上〇・彦倉・彦野・彦成4丁目・采女1丁目・三郷1～3丁目・さつき平1～2丁目・新三郷ららシティ1～3丁目		
第2圏域	地域包括支援センター早稲田	住所:早稲田7-1-7(2F)	Tel:950-3201
担当地域	半田・小谷堀・前間・後谷・田中新田・丹後・彦成5丁目・采女新田・早稲田1～8丁目		
第3圏域	地域包括支援センターひこなり北	住所:彦成3-7-7-104	Tel:950-6777
担当地域	下彦川戸・上彦川戸・上彦名・彦成1～3丁目・彦音1～3丁目・彦糸1～3丁目・彦川戸1～2丁目・天神1～2丁目		
第4圏域	地域包括支援センターみさと中央	住所:新和2-375	Tel:949-0090
担当地域	茂田井・幸房・岩野木・谷中・市助・谷〇・花和田・彦江・彦江1・3丁目・彦沢・彦沢1～3丁目・番匠免・番匠免1～3丁目・上〇1～3丁目・彦倉1～2丁目・彦野1～2丁目・泉・泉1～3丁目・新和1～2丁目・栄1丁目・中央1～5丁目・インター南1～2丁目・ピアラシティ1～2丁目		
第5圏域	地域包括支援センターみさと南	住所:戸ヶ崎1-568-1	Tel:956-8813
担当地域	寄巻・鎌倉・戸ヶ崎・戸ヶ崎1～5丁目・栄3～5丁目・鷹野4～5丁目		
第6圏域	地域包括支援センターしんわ	住所:新和5-244	Tel:949-5522
担当地域	東町・高州1～4丁目・新和3～5丁目・鷹野1～3丁目		

※日常生活圏域:地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて設定する区域のこと。

第8期三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 【概要版】

三郷市 福祉部 長寿いきがい課・介護保険課
〒341-8501 埼玉県三郷市花和田648番地1

TEL:048-953-1111(代表) URL:<http://www.city.misato.lg.jp/>